

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について(第1 四半期)

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 MR I エアネットシステム保守点検業務委託	01:02:04:空調・冷暖 房・換気設備	ダイキン工業株式会社 西日本サービス部長 東野 哲弥	284,900	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
2	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 人工呼吸器保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験 検査、理化学機器等保 守	宮野医療器株式会社 代表取締役 宮野 哲	425,700	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
3	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 医療ガス設備保守点検整備業務委託	07:01:01:医療・試験 検査、理化学機器等保 守	近畿医療設備株式会社 代表取締役 米川 吉郎	902,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
4	令和8年度 大阪市立弘済院 ボイラー保守点検業務委託	01:02:14:その他設備	株式会社日本サーモエナ 関西支社 支社長 栗原 敏寿	344,740	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
5	令和8年度 除細動器装置保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験 検査、理化学機器等保 守	フクダ電子近畿販売株式会社 代表取締役 宮本 英幸	59,895	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
6	令和8年度 患者モニタシステム機器 保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験 検査、理化学機器等保 守	フクダ電子近畿販売株式会社 代表取締役 宮本 英幸	795,006	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
7	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 会計年度任用職員放射線被曝線量測定業務委託 (概算契約)	09:04:03:放射能測定	株式会社千代田テクノル 大阪営業所 所長 北川 修嗣	27,456	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G28 他業務との重複のため同 一が有利	-
8	令和8年度 大阪市立弘済院第2 特別養護老人 ホーム 電気錠保守点検業務委託	01:02:14:その他設備	株式会社 J E I 代表取締役 山之口 英史	269,500	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
9	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 ガスヒートポンプ保守点検業務委託	01:02:04:空調・冷暖 房・換気設備	大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部 業務部長 山口 賢也	228,156	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
10	令和8年度 大阪市立弘済院第2 特別養護老人 ホーム 吸収冷温水機保守点検業務委託	01:02:04:空調・冷暖 房・換気設備	株式会社日立ビルシステム 関西支社 取締役支社長 小島 巨士	844,800	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
11	令和8年度大阪市立弘済院附属病院調剤支援シス テム・自動錠剤分包機保守点検業務委託	10:01:01:医療・試験検 査、理化学機器等保守	小西医療器株式会社 代表取締役 林 高広	950,400	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
12	令和8年度大阪市立弘済院附属病院医療情報（部 門）システムハードウェア保守業務委託	10:01:01:医療・試験検 査、理化学機器等保守	日本事務器株式会社 関西支社 支社長 宇都宮 真二	576,312	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
13	大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑 整備支援業務委託	13:26:01:その他	株式会社病院システム 代表取締役 小澤 輝由	10,142,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既契約と密接関係 (不可分の関係による)	-
14	大阪市立弘済院用地売却等に伴う測量 及び嘱託登記業務委託	13:11:01:土地家屋調査	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調 査士協会 理事長 舩原 大弘	13,168,441	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
15	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 MR I 装置保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験 検査、理化学機器等保 守	G Eヘルスケア・ジャパン株式会社 大阪支店 支店長 高橋 昌宏	23,760,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-

16	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 C T装置保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験 検査、理化学機器等保 守	キャノンメディカルシステムズ株式会社 関西支社 大阪第一支店 支店長 石原 聡	7,755,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
17	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 エックス線デジタル画像診断装置保守点検業務委託	07:01:01:医療・試験 検査、理化学機器等保 守	コニカミノルタジャパン株式会社 官公庁営業部 官公庁営業部長 大中 敏晴	1,534,522	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
18	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 医療情報システム運用管理業務委託	10:01:02:システム運 用・保守	システムスクエア株式会社 代表取締役 喜来 広司	1,736,955	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
19	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 医療情報システム運用保守等業務委託	10:01:02:システム運 用・保守	株式会社メディサーージュ 代表取締役社長 福井 崇史	13,952,400	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
20	弘済院附属病院別館(東半分)外8施設 特定建築物等定期点検業務(建築物) 【包括的業務委託】	13:19:01:建物・構造 物各種調査	株式会社大阪ガスファシリティーズ 代表取締役社長 高橋 周	1,276,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既契約と密接関係 (不可分の関係による)	-
21	令和8年度大阪市立弘済院吸収式冷温水機等保守 点検業務委託	01:02:04:空調・冷暖 房・換気設備	川重冷熱工業株式会社 西日本支社 支社長 加藤 宏康	1,849,100	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
22	令和8年度大阪市立弘済院附属病院医療情報(部 門)システムソフトウェア保守業務委託	10:01:01:その他情報処 理	日本事務器株式会社 関西支社 支社長 宇都宮 真二	1,818,300	令和8年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
23	令和8年度 計量器検査業務	09:01:01:計量証明事業 に係る調査・検査	一般社団法人 大阪府計量協会 理事長 村上 昇	28,270	令和8年5月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G2 法令等の規定による	-
24	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 給水設備 緊急修繕	01:02:14:その他設備	株式会社モリテック 代表取締役 西 恵子	396,000	令和8年5月11日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第5号	G11 緊急(水設備復旧)	-
25	令和8年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人 ホーム スチームコンベクションオープン軟水器 カートリッジ交換	13:26:01その他	日本調理機株式会社 関西支店 支店長 小西 洋	44,000	令和8年5月29日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
26	令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 吸収冷温 水機2号機緊急修繕	01:02:14:その他設備	川重冷熱工業株式会社 西日本支社 支社長 加藤 宏康	110,000	令和8年5月25日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
27	令和8年度 大阪市立弘済院防災監視装置不具合 調査・修繕業務委託	01:04:01火災報知機・ 消火設備・避難用設備 等	ホーチキ株式会社 関西支店 常務執行役員支店長 三好 和浩	132,000	令和8年6月1日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー修繕)	-
28	大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム介護保険 処遇等管理支援システムライセンス追加更新業務 委託	10:01:06:その他情報処 理	エヌ・デーソフトウェア株式会社 代表取締役社長 松山 庸哉	104,610	令和8年6月4日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G4 既契約と密接不可分	-
29	令和8年度 大阪市立弘済院寿楽館シャッター点 検業務委託	01:02:14:その他設備	三和シャッター工業株式会社 大阪メンテナンス支店 支店長 関谷 訓章	37,070	令和8年6月11日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	-
30	令和8年度 大阪市立弘済院会計年度任用職員定 期健康診断及び特定業務従事者健康診断等業務委 託(概算契約)	09:04:05 集団検診	医療法人 橘甲会 理事長 中川 正	58,850	令和8年6月23日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第6号	G28 実施中の業務内容と重複 する業務	-
31	令和8年度 大阪市立弘済院会計年度任用職員ス トレスチェック業務委託(概算契約)	09:04:06 その他検査	株式会社ドクタートラスト 代表取締役 高橋 雅彦	5,500	令和8年6月30日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第6号	G28 実施中の業務内容と重複 する業務	-

32	令和8年度 大阪市立弘済院用地（跡地）売却支援業務委託	13:26:01 その他	株式会社URリンケージ 西日本支社 支社長 太田 潤	34,760,000	令和8年6月4日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G5 コンベ方式等により予め 契約相手方を特定	—
33	令和8年度 大阪市立弘済院非常用発電機点検整備業務委託	01:02:01 電気設備	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社 取締役大阪支社長 尾形 宏伸	1,201,750	令和8年6月26日	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和 8 年度 大阪市立弘済院附属病院
MRI エアネットシステム保守点検業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 大阪市北区錦町 4 番 82 号
会社名 ダイキン工業株式会社
代表者 西日本サービス部長 東野 哲弥
- 3 随意契約理由 エアネットシステムとは、空調設備の故障・異常等をオンライン
で管理するシステムのことであり、本業務の対象は、附属病院MRI
撮影室に設置されているダイキン工業株式会社製の空調設備で
ある。
当システムの保守点検業務には、特殊の技術及び固有の部品が必要
であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。
よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）
電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和 8 年度 大阪市立弘済院附属病院
人工呼吸器保守点検業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 神戸市中央区楠町 5 - 4 - 8
会社名 宮野医療器株式会社
代表者 代表取締役 宮野 哲
- 3 随意契約理由 弘済院附属病院の人工呼吸器は、アメリカの NMI 社製 (Newport Medical Instruments Inc.社) であり、日本での輸入販売は株式会社東機貿が行っている。
当院での保守点検を含むメンテナンスに関しては、株式会社東機貿が指定する業者しか対応ができないため、上記事業者と随意契約を締結する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課 (附属病院グループ)
電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和 8 年度 大阪市立弘済院附属病院
医療ガス設備保守点検整備業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 大阪市吹田市江の木町 9 - 9
会社名 近畿医療設備株式会社
代表者 代表取締役 米川 吉郎
- 3 随意契約理由 当該保守業務については、医療ガス設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的としており、極めて高度な安全性を要求される業務である。

上記事業者においては、当院の医療ガス設備工事及び医療ガス遠隔警報盤取替設置工事を施工し、当院の医療ガス設備を細部まで熟知していると共に、厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年指第 1 4 号）において定めのある一般財団法人医療関連サービス振興会の認定基準を吹田市域内で満たしている認定事業者でもある。

このため、医療ガス設備に異常が生じた場合の迅速な復旧対応が行える事業者であり、随意契約を締結する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課附属病院グループ
電話番号 06-6871-8032

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院ボイラー保守点検業務委託

2 契約の相手方

兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 タクマビル新館4階
株式会社日本サーモエナジー関西支社
支社長 桑原 敏寿

3 随意契約理由

滅菌用貫流ボイラー及び給湯用バコティンヒーターは、各製造会社により構造・規格及び仕様が異なり、技術の熟練度及び障害発生時の対応、保守機材・部品の確保等、保守管理については、製造・設置会社以外では不可能である。

以上の理由により、機器製造会社である上記相手方と随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）
電話番号06（6871）8003

随意契約理由書

1 事業名

令和 8 年度 大阪市立弘済院附属病院 除細動器装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 吹田市江坂町 1 - 12 - 28

業者名 フクダ電子近畿販売株式会社

代表者 代表取締役 宮本 英幸

3 随意契約理由

附属病院にて使用している除細動器装置は、フクダ電子株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるが、上記事業者が近畿地区（大阪府・奈良県・和歌山県地区）の販売とサポート（保守点検）をしているため、履行可能な業者は上記事業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 事業名

令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 患者モニタシステム機器保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 吹田市江坂町1-12-28

業者名 フクダ電子近畿販売株式会社

代表者 代表取締役 宮本 英幸

3 随意契約理由

附属病院にて使用している患者モニタシステム機器は、フクダ電子株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるが、上記事業者が、近畿地区（大阪府・奈良県・和歌山県地区）の販売とサポート（保守点検）をしており、履行可能な事業者は上記事業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院附属病院会計年度任用職員放射線被曝線量測定業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪府吹田市江坂町2-1-43

株式会社千代田テクノル 大阪営業所 所長 北川 修嗣

3 随意契約理由

放射線業務に従事する職員に対しては、労働安全衛生法および労働安全衛生法施行令により雇用形態にかかわらず外部および内部被曝線量を測定し、測定結果を記録しておく必要がある。本務職員等の被曝線量測定業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、勤務時間数が常勤職員の4分の3以下の会計年度任用職員については、総務局の対象としておらず、各所属において、契約を締結する必要がある。

総務局と契約予定の事業者（制限付一般競争入札の結果による）と契約することにより、本務職員等と同一規格の測定器を使用し、測定を依頼することで円滑かつ効率的に被曝線量の測定を行えることから、会計年度任用職員の放射線被曝線量測定については、本務職員等の放射線被曝線量測定業務委託受託業者との特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）

（電話番号 06-6871-8002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院第2別養護老人ホーム電気錠保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪市阿倍野区王子町4丁目1番83号

株式会社 J E I

代表取締役 山之口 英史

3 随意契約理由

弘済院第2特別養護老人ホームは認知症の高齢者が入所しており、入所者が誤って施設から出ないように、施設共用部及び利用者居室の施錠を詰所で一元管理する電気錠システムを導入している。

当該システムは上記業者独自の設計であり、他社では保守点検を行えないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

06-6871-8020

随意契約理由書

1 事業名

令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 ガスヒートポンプ保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区平野町4-1-2

業者名 大阪瓦斯株式会社 エナジーソリューション事業部

代表者 業務部長 山口 賢也

3 随意契約理由

附属病院にて設置しているガスヒートポンプは、大阪瓦斯株式会社が開発、販売を行うガス設備を利用したガス利用式空調機（ガス機器）であり、空調機及びガス機器に対する特殊な技術や手法、及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム吸収冷温水機保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号

事業者名 株式会社日立ビルシステム 関西支社

代表者 取締役支社長 小島 巨士

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの吸収冷温水機は冷暖房設備を構成している機器である。
当該施設では歩行能力が高く、活動性のある認知症を抱えた方を対象に運営しており、冷暖房設備に不具合が生じた場合、入所者の健康保持に重大な支障をきたす恐れがあることから、迅速な対応が求められる。
当該機器は株式会社日立ビルシステムが独自に設計・製作したものであり、他社による部品交換等の整備作業が不可能であり、競争入札に適さないため、上記事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当

福祉局弘済院第2特別養護老人ホーム

06(6871)8020

随意契約理由書

1 事業名

令和8年度 大阪市立弘済院附属病院
調剤支援システム・自動錠剤分包機保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区内淡路町2-1-5
業者名 小西医療器株式会社
代表者 代表取締役 林 高広

3 随意契約理由

当院薬剤部に設置している調剤支援システム・自動錠剤分包機は、小西医療器株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課附属病院グループ
電話番号 06-6871-8032

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市立弘済院附属病院医療情報（部門）システム
ハードウェア保守業務委託

2 契約の相手方

日本事務器株式会社 関西支社
支社長 宇都宮 真二

3 随意契約理由

附属病院の医療情報（部門）システムは、平成 24 年 2 月執行の一般競争入札で落札業者となった日本事務器株式会社関西支社により、システム機器等が納入された。

この入札時点では、弘済院のあり方・方向性が定まっておらず、保守業務を含むリース契約ではその継続性に問題が生じることが懸念されたことから、保守を含まない機器等の買入のみとならざるをえなかった。

本システムにかかる保守業務を他の業者に履行させた場合、納入した機器等に対する責任の所在が不明確になるなど、病院運営に著しい支障が生じるおそれがあること、また同部門システムのソフトウェア保守委託契約は同社と締結しており、ソフトウェア・ハードウェア保守が同一業者とすることにより、障害等発生時も迅速かつ的確な対応が可能で、病院運営への影響を最小限に抑えることができ、かつ費用面においてもソフトウェア・ハードウェア保守が別業者になる場合より、大幅な節減となることが想定されることから、前回（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）の保守委託契約の相手方である日本事務器株式会社関西支社と引き続き保守業務委託契約を締結し、円滑なシステム運用を図る。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課附属病院グループ（電話番号 06-6871-8032）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立介護老人保健施設弘済長寿苑 整備支援業務委託

2 契約の相手方

東京都豊島区目白 2-16-19

株式会社病院システム

代表取締役 小澤 輝由

3 随意契約理由（業者選定理由）

契約相手方は、令和 3 年 4 月から令和 4 年 9 月の間に本市が委託した「新施設（病院・老健・研究施設）の実施設計に係る医療機器・医療情報システム等の整備計画策定業務」の事業者として、公募型プロポーザル方式により令和 3 年 3 月 26 日付で選定された者である。同業務委託において、大学が 3 施設全てを運営する想定のもと、老健を含む 3 施設の医療（介護）機器、什器及び備品並びに関連設備要件等について、選定、レイアウト検討、設備プロット図等の作成を含む整備計画を策定した。

その後、老健については運営主体が変更となり指定管理者制度を活用することとなったものの、契約相手方は実施設計時の前提条件、関係者間の調整経過、課題及び対応状況等を熟知している唯一の者であり、これまで適時適切な支援を継続している。

令和 8 年度の本業務においては、新老健の開設に向け、工事工程及び図面確定状況、機器調達・搬入計画等の進捗に応じた全体スケジュールの作成・進捗管理、関係者会議での課題抽出・整理、建設工事側との協議・調整、月次報告、議事録作成及び課題管理等の全体支援を行うことが求められる。

加えて、本市が調達する医療（介護）機器、什器及び備品等について、令和 7 年度に作成した仕様書案を基礎として、マスターリストの更新・精査、仕様書案の必要な調整、調達から搬入・据付・試運転までのスケジュール作成、最終図面の専門的確認及び設置プロット図作成支援、物品管理台帳の作成・提出等、調達実務と工事工程の整合を確保しながら、一体的に支援する必要がある。また、指定管理予定者が調達する各種システム（インフラ整備を含む。）については、機器等の整備と支障が生じないように、必要に応じて仕様等に関する助言や関係者間の調整を行うなど、付随的に支援することが求められる。

これらの支援業務は、実施設計当時の想定や検討成果（機器等の選定、プロット、施工区分の整理等）及びこれまでの調整経過を踏まえた一貫性のある対応が不可欠であり、過去の業務委託契約と密接不可分の関係にある。受注者が変更となった場合、検討経過の再整理・引継ぎに要する時間及びコストの増加、判断根拠の分断、関係者間調整の遅延等により、工程及び品質面のリスクが高まるおそれがある。

以上より、契約相手方は本業務を確実かつ効果的に実施できる唯一の事業者であることから、契約相手方を本業務の委託事業者と決定し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結して新老健整備支援業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課経営企画グループ

電話番号：06 - 6208-7930

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立弘済院用地売却等に伴う測量及び嘱託登記業務委託

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 船原 大弘

3 随意契約理由

本業務は、大阪市立弘済院用地の売却手続に必要な境界確認・測量及び不動産の表示に関する登記（分筆登記、地目変更登記、地積更正登記、合筆登記等）の嘱託登記申請を、相互に整合させながら同一工程のもと一体として実施し、売却に必要な成果品を履行期限内に確実に整えるものである。

対象は約 80 筆、約 140,000 ㎡に及び、公共用地境界立会 123 点等の多数の関係者調整を伴うなど大量・集中的に業務の遂行が必要であるとともに、分筆・地目変更・地積更正・合筆等の複数の登記を同一年度内に完了させる必要がある。各工程（立会、境界協議、測量、成果作成、嘱託登記申請、補正対応）は相互依存関係が強く、途中での協議結果の反映や成果の修補、登記補正への迅速な対応を含め、工程管理・対外調整・成果整合の確保を一元的に担保する体制が不可欠である。

本敷地は山林を切り開いた土地であり、起伏・高低差等の地形条件に加え、道路・擁壁・建物等の多数の構造物が敷地内に錯綜しており、一般的な市有地と比較して現地状況の把握及び測量計画の立案に高度な経験と相当の時間を要する。とりわけ、境界点・基準点が敷地内全域に約 300 点散在しており、竹林や山中にも点在していることから、各点の探索・特定、既提出の地積測量図等の既往成果との照合、境界点が亡失している場合の復元検討を行った上で境界立会に臨む必要があり、初動の遅れがその後の工程全体（協議・成果修補・登記申請・補正対応）に直結する。

また、履行過程では、地下埋設管の位置や当時の管内状況、区分地上権設定の経過、特定箇所に関する過去の協議・整理経過等、現地の状況と過去経過を考慮して判断すべき照会事項が発生することが想定される。加えて、自己筆界確認書等の作成においては、地形・構造物の変更箇所の把握や越境物への配慮を、漏れなくかつ迅速に図面・成果に反映させる必要がある。

以上のとおり本件は、現地の把握に加え、既往の測量成果・協議経過・関連資料（地下埋設管、区分地上権設定等）を都度突合しながら工程を集中的に進める必要があり、当該敷地の状況及び既往経過を踏まえた照会対応・成果修補に即応できる高度な経験・体制を有する受託者でなければ、履行期限内の確実な完了が困難である。

契約相手方である公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）

は、土地家屋調査士法第九章に基づき、官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査・測量及び嘱託登記申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立された団体である。協会は、複数の土地家屋調査士による分担投入及びバックアップを含む履行体制を構築し、統一的な工程管理のもと、境界立会の大量調整、協議結果の反映に伴う成果の修補、嘱託登記申請及び補正対応までを一括して遂行し得る。

なお、土地家屋調査士法第3条第1項に規定する調査・測量及び表示に関する登記手続に係る業務は、制度上、個々の土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人への委託も想定され得る。しかし、本件は①多数筆・広範囲（約80筆、約140,000㎡）かつ境界立会・協議の対象者が多く、短期間に複数班を同時並行で稼働させる人的体制、②協議結果の都度の測量成果の修補・再作成と登記申請（補正対応を含む）を同一工程で反復しながら整合させる工程一体管理、③履行期限内の完了を確実にするための代替要員を含むバックアップ体制、が不可欠である。

このため、単独の土地家屋調査士又は特定の土地家屋調査士法人の体制（当該事務所の人的資源に依存する体制）では、上記①～③を同一年度内に確実に充足し、かつ工程・成果の整合と責任の一元化を担保することが困難である。また、複数の土地家屋調査士等へ分割して委託する場合は、各受託者間の打合せ・情報共有・測量データの統合及び成果取りまとめ等の管理業務が増加し、重複作業や手戻り（成果修補・再測量等）の発生により委託費が増嵩するおそれがある。加えて、境界協議の結果反映、成果修補、登記申請・補正対応等において工程調整・成果整合・責任分界が複雑化し、成果物に瑕疵が生じた場合の原因特定や是正対応が遅れるなど、履行遅延及び成果不整合のリスクが高まる。協会は、官公署等の嘱託登記に資する大量かつ複雑な案件に集中的に対応するため、複数の土地家屋調査士の専門的能力を結合して、必要に応じた班編成・分担投入・バックアップを可能とし、統一基準で成果を取りまとめ、嘱託登記申請及び補正対応まで一括して実施できる体制を有する。したがって、本件の契約目的（履行期限内に、測量成果と嘱託登記手続を一体として整合的に完了させ、売却に必要な成果品を確実に整えること）を達成し得る受託者は協会に限られる。

以上により、本件はその性質又は目的が競争入札に適しないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、上記協会と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課

土地家屋調査士法（抜粋）

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

（設立及び組織）

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- 一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならないものとする。
- 二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。
- 三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第六十三条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならない。

（業務）

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

(協会の業務の監督)

第六十四条の二 協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長の監督に属する。

- 2 前項の法務局又は地方法務局の長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)

第六十五条 第二十二條の規定は協会の業務について、第四十三條第一項、第四十四條及び第四十六條の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三條第一項、第四十四條第一項から第三項まで及び第四十六條中「法務大臣」とあるのは、「第六十四条の二第一項に規定する法務局又は地方法務局の長」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 M R I 装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府吹田市江坂町 5-7-10

業者名 G E ヘルスケア・ジャパン株式会社 大阪支店

代表者 支店長 高橋 昌宏

3 随意契約理由

弘済院附属病院で使用しているM R I 装置は、G E ヘルスケア・ジャパン株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 事業名

令和 8 年度 大阪市立弘済院附属病院 C T 装置保守点検業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区大淀中 1-1-30

業者名 キヤノンメディカルシステムズ株式会社 関西支社 大阪第一支店

代表者 支店長 石原 聡

3 随意契約理由

附属病院にて使用している C T 装置は、キャノンメディカルシステムズ株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。

よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

電話番号 06-6871-8032

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和8度 大阪市立弘済院附属病院
エックス線デジタル画像診断装置保守点検業務委託
- 2 契約の相手方 所在地 大阪市西区西本町2-3-10
会社名 コニカミノルタジャパン株式会社
代表者 官公庁営業部 官公庁営業部長 大中 敏晴
- 3 随意契約理由 附属病院放射線科に設置している当該機器はコニカミノルタジャパン株式会社製であり、当装置の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、履行可能な業者は上記製造業者に特定される。
よって、当該事業者と特名随意契約を締結する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）
電話番号 06-6871-8034

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立弘済院附属病院医療情報システム運用管理業務委託

2 契約相手方

大阪市淀川区西宮原2丁目7-61 トラモインド新大阪ビル
システムスクエア株式会社
代表取締役 喜来 広司

3 随意契約理由

当該業務委託は病院運営における適切な医療情報の管理や診療報酬請求等にて365日24時間使用している医療情報システムの安定かつ適正な運用管理を行うことを目的とし、令和5年度に入札により契約相手方を上記事業者に決定し、令和8年3月31日までを履行期間とする長期継続契約を締結している。

当該業務委託契約締結後に、大阪健康長寿医科学センター附属病院における開設時期との関係により、弘済院附属病院の閉院時期が変更になったことから、令和8年度以降の業務委託契約について、令和7年度中に行う予定であった業者選定および契約締結を令和8年度当初に実施する必要が生じた。

また、現契約における契約相手方との協議により、本契約満了時に令和8年4月以降に委託業務を行う契約相手方あて業務内容等の引継ぎを行うこととしていたが、上記の業者選定及び契約締結時期の変更により、引継ぎ業務についても令和8年4月に行う必要が生じた。

上記の理由により、当初予期し得なかった事業等により必要となった業務について、現行契約相手方である上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）
電話番号 06 - 6871 - 8032

随意契約理由書

1 案件名称

令和８年度 大阪市立弘済院附属病院医療情報システム運用保守等業務委託

2 契約相手方

株式会社メディサーージュ 代表取締役社長 福井 崇史

3 随意契約理由

(1) 選定にあたっての考え方

大阪市立弘済院附属病院医療情報システム（以下「医療情報システム」という。）は平成２４年４月から順次稼働し、再構築を経て平成３０年４月から現行システムが稼働している。

医療情報システムの運用保守等業務を委託するにあたり、次の考え方により業者を選定する。

ア 安定運用の確保

医療情報システムは、病院内業務の効率化を図るとともに、医療データの蓄積による医療の質的向上と病院機能及び患者サービスのさらなる充実に向け、業務運営上欠くことのできない重要なシステムであるため、市民サービスに支障をきたさないよう、安定的な運用が担保できること。

イ 効率的な仕様管理

病院運営の基礎となるシステムである医療情報システムの仕様を理解し、機能追加が生じた際にその調査・検討が迅速かつ効率的にでき、また他のシステムとの連携調整が円滑に行えること。

ウ 障害発生時の迅速な対応

障害発生時には早急な原因の見極めが行え、対応方法についての検討、復旧が迅速に行えること。また、改修が必要な場合はその作業が正確かつ迅速に行えること。

エ 的確で効率的な運用支援

システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査が的確かつ迅速に行えること。また、データの修正が必要な場合は正確かつ速やかに実行できること。

(2) 選定理由

株式会社メディサージュ（以下「メディサージュ」という。）は、再構築以降、医療情報システムの設計・開発・保守業務に携わっており、稼働中のシステムに影響を与えることなく本件業務を実施することができる唯一の業者であるとともに、次の理由から同社に本件業務を委託することが不可欠である。

ア 安定運用の確保

制度改正に伴う仕様変更を行いながら、基盤・運用・業務保守を行い、システムを停止することなく安定的な運用を継続することは、開発、改修、保守を行ってきたメディサージュでなければ、迅速・的確な対応を行うことができない。

イ 効率的な仕様管理

メディサージュは、医療情報システムの設計・開発・保守業務を行っており、当初開発以降の仕様を細部まで熟知し、これまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知している。さらに、本件業務に付随する機種更新対応について、前回の機種更新及び再構築を行っていることから、調査・検討を迅速かつ効率的に実施することができる。

ウ 障害発生時の迅速な対応

設計者であるメディサージュは、障害発生時においても障害の現象から、その原因調査が容易に可能であり、復旧対応等も速やかにできる。

エ 的確で効率的な運用支援

メディサージュは、前述のとおり医療情報システムの仕様の細部やこれまでの制度改正の内容・経緯及びそれに対するシステム改修経過も熟知しており、システムの詳細に関する問合せ対応やデータの調査を的確かつ迅速にでき、また、データの修正が必要な場合は、正確かつ速やかに実行できる。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課附属病院グループ
(電話番号 06 - 6871 - 8032)

随意契約理由書

1 案件名称

弘済院附属病院別館(東半分)外8施設 特定建築物等定期点検業務(建築物)

2 契約の相手方

株式会社大阪ガスファシリティーズ 代表取締役社長 高橋 周

3 随意契約理由

本業務は令和7年度に株式会社大阪ガスファシリティーズと契約締結した「福祉局所管施設保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続」の包括的業務委託のうち業務実施指示に該当する。既契約は基本契約・本体業務契約・指示業務契約3つで構成されており、点検等業務(指示業務)の実施のための具体的な契約条件は指示業務契約書に定めているが、業務実施にあたっては、その都度、業務実施指示書を作成し、業務実施指示契約を行うこととなっている。

このため本契約は既契約と密接不可分であり、株式会社大阪ガスファシリティーズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課(計理)

電話番号 06-6871-8003

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立弘済院吸収式冷温水機等保守点検業務委託

2 契約の相手方

大阪市東淀川区東中島1丁目19番4号

川重冷熱工業株式会社 西日本支社

支社長 加藤 宏康

3 随意契約理由

当院病院棟の冷暖房装置である吸収式冷温水機は、各製造会社により構造、規格（制御方法、吸収溶液管理基準、液循環方式）が異なり、代替が不可能な製造者独自開発の部品を用いているため機能維持及び保障を得るためには、製造者・設置会社以外では実施できない。

以上の理由から当該吸収式冷温水機の製造・設置会社である上記相手方と特名随意契約を締結します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号06（6871）8003

随意契約理由書

1 案件名称

令和８年度大阪市立弘済院附属病院医療情報（部門）システムソフトウェア
保守業務委託

2 契約の相手方

日本事務器株式会社 関西支社
支社長 宇都宮 真二

3 随意契約理由

附属病院の医療情報（部門）システムは、平成２３年１０月執行の一般競争入札で落札業者となった日本事務器株式会社関西支社により、システム開発された。

部門システムソフトウェア保守にあたっては、部門システム開発の内容と当院における使用環境等を把握し、かつ部門システム自体に精通していることが必要不可欠であり、保守業務を他の業者に履行させた場合、システム開発に対する責任の所在が不明確になるなど、病院事業に著しい支障が生じる恐れがあることから、落札業者である日本事務器株式会社関西支社と引き続き保守業務委託契約を締結し、円滑なシステム運用を図るとともに病院内の各種事業を実施する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課附属病院グループ（電話番号 06-6871-8032）

随意契約理由書

- 1 案 件 名 称 令和 8 年度 計量器検査業務
- 2 契約の相手方 所在地 大阪府大東市新田本町 11－37
 会社名 一般社団法人 大阪府計量協会
 代表者 理事長 村上 昇
- 3 随意契約理由 計量器検査業務については、計量法第二一条に基づき、2 年を超えない範囲で 1 回の定期検査が義務付けられている。
 本検査は、事業所を所管する特定市である吹田市の定める期間において検査を実施する必要があるため、指定定期検査機関である大阪府計量協会において実施する。
- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担 当 部 署 福祉局弘済院管理課（附属病院 G）
 電話番号 06－6871－8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 給水設備緊急修繕

2 契約の相手方

所在地 大阪市淀川区木川東2-8-29

業者名 株式会社 モリテック

代表者 代表取締役 西 恵子

3 随意契約理由

附属病院の高架水槽で「減水警報」が発報したため、現地確認したところ揚水ポンプが空運転しており、揚水できていなかったためと判明した。空運転の原因は、フート弁（吸込管の末端に取り付ける逆流防止用の弁）が正常に閉止しなかったことに加え、ポンプのグランドパッキンが劣化しているため軸との間に隙間が出来、隙間から空気が侵入したため、ポンプ及び吸込管内から水が抜け落ち、ポンプが空運転となったためと思われる。解消するには、フート弁の取替及びポンプのグランドパッキンの取替が必要となる。

このまま不具合を放置すれば、附属病院内に上水の供給ができなくなり、または水が溢れた状態になる恐れが高く、病院の運営に重大な支障が生じるため、緊急に修繕が必要である。

以上のことから、緊急工事業者リストに基づき、上記業者に修繕を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ） 06（6871）8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム
スチームコンベクションオープン軟水器カートリッジ交換

2 契約相手方

所在地：大阪府豊中市走井2-9-2
事業者名：日本調理機株式会社 関西支店
代表者：支店長 小西 洋

3 随意契約理由

第2特別養護老人ホームの厨房で使用しているスチームコンベクションオープンに付随する軟水器カートリッジが取替時期となった。

目詰まりによるボイラーの故障を防ぐため、カートリッジの交換を行う。

当該機器は株式会社コメットカトウにより製造されたものであるが、保守管理等については販売店に委託しており、他社が修繕等を行うと責任の所在が不明確となることから、当該機器の納品を行った上記事業者に依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市立弘済院 管理課（施設運営） 06-6871-8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院附属病院 吸収式冷温水機2号機緊急修繕

2 契約の相手方

大阪市東淀川区東中島1-19-40

川重冷熱工業株式会社 西日本支社

支社長 加藤 宏康

3 随意契約理由

本案件の吸収式冷温水機については、製造元である上記契約相手方と保守点検契約を締結している。

今般、冷房運転中に2号機で「冷水流量低下」警報が発生し、緊急停止した。上記契約相手方である保守業者に点検してもらったところ、冷温水機の付帯設備である冷温水ポンプのケーシングドレン配管が腐食により脱落したため、そこから大量の冷水が漏れ出たため、「冷水流量低下」により停止となったとのことであった。また、配管が脱落したことにより開いた穴を塞ぎ、冷水の漏出を止めないと2号機は運転不可能であることがわかった。

冷暖房運転が出来なければ病院運営に支障をきたすため、当該ポンプを早急に修繕する必要がある。当該設備については、上記契約相手方が製造・販売・保守を行っており、他業者では保守及び修繕を行うことができない。

以上のことから、当該修繕業務の履行が可能な業者が特定されるため、上記契約相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ） 06（6871）8034

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度 大阪市立弘済院防災監視盤不具合調査・修繕業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府東大阪市水走 3 - 6 - 41

業者名 ホーチキ株式会社 関西支店

代表者 常務執行役員支店長 三好 和浩

3 随意契約理由

本案件は、弘済院の防災監視装置（防災監視盤・中継器等）にて発生した不具合及び障害により、防災監視盤で「系統通信異常」「伝送路異常」「端末伝送障害」などの警報が発生し、一部の監視機能に支障が出ていることから、当該不具合及び障害の原因について調査及び応急処置を含む軽微な修繕を行うものである。

当該防災監視装置は契約相手方が製作しているものであり、当該調査及び修繕には特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者は契約相手方のみであることから、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理）

電話番号 06-6871-8004

随意契約理由書

1 業務委託名称

大阪市立弘済院第2 特別養護老人ホーム介護保険処遇等管理支援システム
ライセンス追加更新業務

2 契約の相手方

所在地：山形県南陽市和田 3 3 6 9 番地
業者名：エヌ・デーソフトウェア株式会社
代表者：代表取締役社長 松山 庸哉

3 随意契約理由

令和3年4月1日の介護報酬改定により個別機能訓練加算（Ⅱ）が新設され、介護保険請求業務に使用している介護保険処遇等管理支援システムに対応ソフトの追加を行った。

そのライセンス期限が令和8年の7月末で終了するためライセンスの追加更新を行うが、当院は令和9年の春に閉院を予定しているため最短1年のライセンスとし、オフラインのシステムのため訪問による更新作業とする。

当該システムは下記事業者の独自プログラムであり、使用中ソフトウェアの一部ライセンスの追加更新を行うものであることから、他事業者に依頼することができないため上記業者に依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

福祉局弘済院管理課（施設運営）
06（6871）8020

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市立弘済院寿楽館シャッター点検業務委託

2 契約の相手方

兵庫県尼崎市田能6-10-1

三和シャッター工業株式会社 大阪メンテナンス支店

支店長 関谷 訓章

3 随意契約理由

本業務委託の対象とする寿楽館のシャッターは、上記の三和シャッター工業株式会社の製品であり、独自の技術により設計したもので、点検業務ができるのは製造者である同社のみである。

よって、本件は上記の業者と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理）

06-6871-8003

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立弘済院会計年度任用職員定期健康診断及び特定業務従事者健康診断等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

大阪市中央区内久宝寺町3-4-1

医療法人 橘甲会 理事長 中川 正

3 随意契約理由

労働安全衛生法第66条第1項並びに労働安全衛生法施行規則第44条第1項の規定により、事業者は、一定の要件を満たす職員に対し健康診断を受診させる義務が課せられている。

本務職員及び1週間当たりの所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の会計年度任用職員（以下「本務職員等」）の健康診断業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、1週間当たり3日以下勤務の会計年度任用職員のうち受診が必要とされる職員については、各所属において、契約を締結する必要がある。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と診断場所及び日時を合わせることができ、健診場所の事前準備経費及び健診スタッフの人件費等が不要であり、効率がよく安価となる。

また麻疹の抗体検査を実施するにあたっては、検査を実施する際に血液採取が必要であり、大阪市職員健康診断において血液採取を行うことから、定期健康診断の受託業者に検査を行わせた方が安価かつ効率的であり、また職員の身体的及び心的負担も減らすことができる。

以上のことから、週3日以下勤務の会計年度任用職員の定期健康診断、特殊健康診断及び麻疹抗体検査並びに特定業務健康診断について、大阪市職員定期健康診断実施業者と特名随意契約にて契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）（電話番号 06-6871-8002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立弘済院会計年度任用職員ストレスチェック業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号

株式会社ドクタートラスト 代表取締役 高橋 雅彦

3 随意契約理由

労働安全衛生法及び労働安全衛生法施行規則の規定により、事業者は、一定の要件を満たす職員に対しストレスチェックの実施が義務づけられている。

本務職員及び1週間当たりの所定勤務時間数が常勤職員の4分の3以上の会計年度任用職員（以下「本務職員等」）のストレスチェック業務委託は、総務局が一括して契約を締結し実施することとなっているが、1週間当たり3日勤務等の会計年度任用職員については、各所属において、契約を締結する必要がある。

当該契約相手方については、総務局が発注した「令和8年度職員ストレスチェック業務委託（概算契約）」において、契約管財局が行った事後審査型一般競争入札により選定され、契約した事業者である。

総務局が契約した事業者と契約することにより、本務職員等と同じ時期に同じ内容のストレスチェックができ、調査票の作成、回収、個人結果の分析、結果の納品が効率的である。また、ストレスチェックの事前準備経費及び調査票の作成、回収、結果の納品に係る経費が安価となる。

以上のことから、1週間当たり3日勤務等の会計年度任用職員のストレスチェックについては、本務職員等のストレスチェックを実施する受託業者と特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務グループ）（電話番号 06-6871-8002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市立弘済院用地（跡地）売却支援業務委託

2 契約の相手方

株式会社URリンケージ西日本支社

支社長 太田 潤

3 随意契約理由

本業務の目的は、大阪市立弘済院（以下、「弘済院」という）の閉院に伴う用地（跡地）売却に係る支援業務を民間事業者へ委託することにより、円滑かつ確実な土地の売却につなげることである。

弘済院（附属病院、第2特別養護老人ホーム）は、その機能を大阪健康長寿医科学センター（令和9年5月開設予定）に継承することとしており、機能移転後の弘済院用地は速やかに売却する予定である。当該土地は吹田市に位置し、千里ニュータウンまちづくり指針の対象区域内にある等、吹田市との協議、地元への配慮が求められるとともに、上下水道、調整池、歩行者通路等既存インフラの取扱いや広い丘陵地があること等、円滑な売却に向けて減価や課題となり得る要素を多く含んでいる。

本業務は、こうした様々な要素を含む広大な土地を売却するにあたり必要となる現況分析・課題整理を的確に行い、その解決策等を提案すること、また、不動産の需給動向や土地購入需要等の市場動向を把握し売却の方針等を検討したうえで、弘済院用地の持つポテンシャルを最大化できるよう、売却条件等の提案や売却に向けた工程等を含む売却計画案を策定する業務であることから、単なる不動産売却とは異なり、複雑かつ高度な検討と対応が必要となる。具体的には、土地の現況把握や課題整理のみならず、都市計画・まちづくりの観点、地元との合意形成、市場分析、不動産取引の知識と経験、高度な課題解決力や企画提案力が総合的に求められるものである。

このような複雑かつ総合的な業務特性があるため、単なる価格競争による事業者選定ではなく、企画力や課題解決能力、専門的知見等の総合的な提案内容を評価する必要がある。さらには、事業の質をより一層高めるため、事業者には専門的知識と経験に基づく先進的な提案を積極的に求めるものとし、その内容を仕様書に反映することで優れた成果が期待できる。そのため、当該要件を満たす事業者を公募し、提示条件に対する提案書の提出を求め、その内容を審査して委託事業者を決定する公募型プロポーザル方式による選定を行った。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社URリンケージ西日本支社の評価点が最も高く、契約相手方として最適な事業者であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社URリンケージ西日本支社と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課経営企画担当（電話番号 06-6208-7930）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度 大阪市立弘済院非常用発電機点検整備業務委託

2 契約の相手方

兵庫県尼崎市潮江 1 丁目 3 番 30 号

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

取締役大阪支社長 尾形 宏伸

3 随意契約理由

本業務委託の対象とする非常用発電機は、上記のヤンマーエネルギーシステム社の製品であり、独自の技術により設計されたもので、その点検整備ができるのは部品や整備技術を保有する製造者のみである。

よって、本件は上記の業者と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06（6871）8003